

直轄工事における総合評価落札方式の現状と改善方針

岡野 稔* 田嶋崇志** 森田康夫***

1. はじめに

国土技術政策総合研究所では、国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用上の課題改善に向けた検討を進めてきており、地方整備局等(北海道開発局、沖縄総合事務局含む)の総合評価落札方式適用工事を対象に、競争参加者・落札者等の動向や新たな施策の実施状況を調査し分析を行っている。

本稿では、平成17年度から平成22年度までに実施された適用工事を対象に、応札者・落札者等の動向を分析し、昨年度開催された「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」において抽出された主な適用上の課題と検討された改善方針の概要について述べる。

2. 総合評価落札方式の現状

2.1 実施状況

国土交通省直轄工事(8地方整備局、空港・港湾関係除く)における実施状況について、総合評価のタイプ別に平成17年度からの経年変化を整理し、実施件数と適用率を図-1に示す。適用率は、平成19年度以降100%付近を推移している。

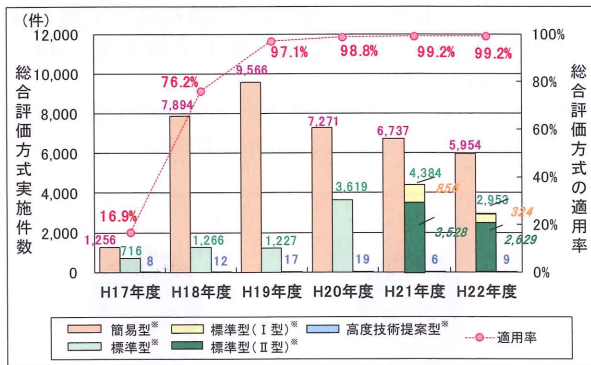


図-1 年度別・総合評価タイプ別実施状況 (件数)

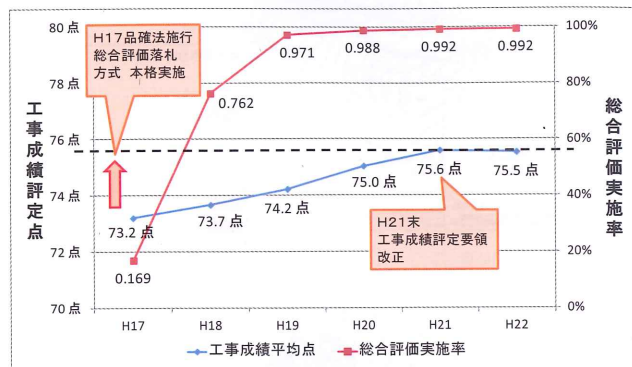


図-2 総合評価方式の実施率と工事成績評定点の平均点の変化

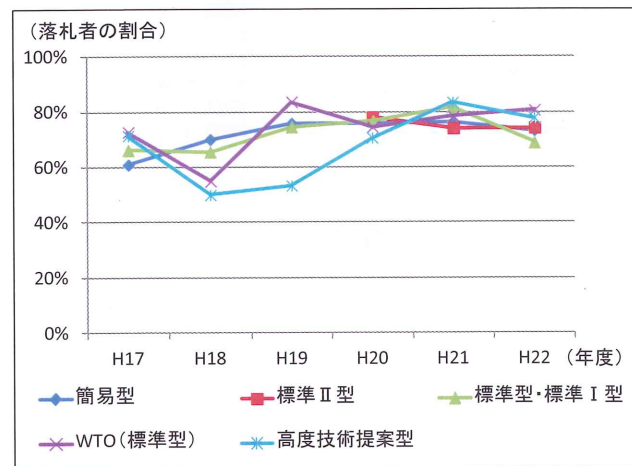


図-3 技術評価点最高得点者に占める落札者の割合

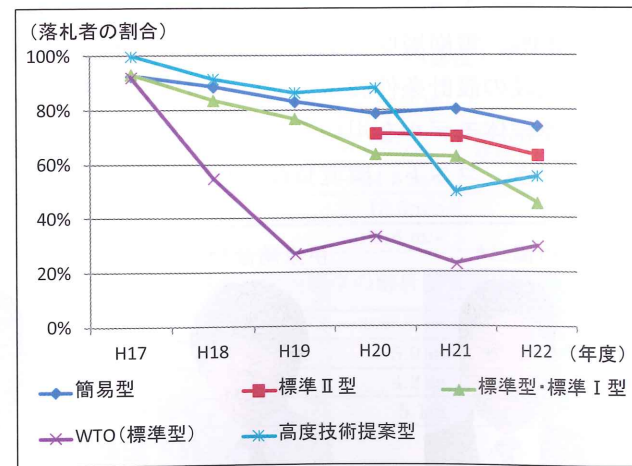


図-4 最低価格者の落札者に占める割合

The present situation and improvement principle of the quality- and cost-based selection methods applied in the construction works directly done by Ministry of land, Infrastructure, Transport and Tourism.

*国土交通省直轄工事における品質確保ガイドラインについて：簡易型、標準型、高度技術提案型

**国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン(案)：標準Ⅰ型、標準Ⅱ型

2.2 導入効果

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下、「品確法」という。)が平成17年度に施行され、普及・拡大に努めてから5年が経過し、適用率も

ほぼ100%に達していることから、導入効果について分析・検証を行い、その結果について述べる。
 「品質法」の基本理念が「技術提案内容と価格を総合的に評価して優れた内容の契約による品質確保。」とされている点に着目して、工事目的物の品質確保状況を把握するために、総合評価落札方式の実施率と工事成績評定点の平均点の関係を整理し結果を図-2に示す。

また、技術提案内容と価格の関係を把握するために、落札者の技術力(技術評価点等)と入札価格に関して、技術評価点の取得状況と最低価格者の落札状況を整理し結果を図-3及び図-4に示す。

工事成績評定点の平均点では、総合評価落札方式の実施率の上昇とともに平均点も上昇しており、平成17年度73.2点が平成22年度75.5点にアップしていることから、総合評価落札方式の導入が工事の品質確保に繋がっている可能性が伺える。

技術評価点の得点状況では、落札者における最高得点者の占める割合は増加傾向が見られ、最低価格者の割合は低下傾向が見られることから、価格と技術力が適性に評価され、最適な企業の選定に繋がっている可能性が伺える。

2.3 課題の整理

導入効果の分析・検証と併せて、運用上の課題の分析も行い、その結果について述べる。

2.3.1 応札行動

実施件数の減少が、入札参加者に与える影響を見るため、総合評価タイプ別に1工事あたりの平均入札者数を整理し結果を図-5に示す。

WTO(標準型)(以下「WTO」という。)以外のタイプは、毎年度5~10者と大きな変化がないのに対し、WTOでは、平成20年度(10.8者)から平成22年度(20.9者)と約2倍の入札者数に増加している。これは、実施件数が平成20年度(220件)から平成22年度(108件)に減少したことが要因と思われる。

2.3.2 有効入札参加者における技術点の取得状況

工事目的物の品質確保にあたっては、企業の技術的能力が大きく左右することから、有効入札参加者の技術評価点の取得状況に着目し、技術評価点一位と二位の得点差を整理し結果を図-6に示す。

また、企業の技術的能力を把握する上で重要となる技術提案の得点状況にも着目し、1工事あたりに占める技術提案満点者の割合を整理し結果を

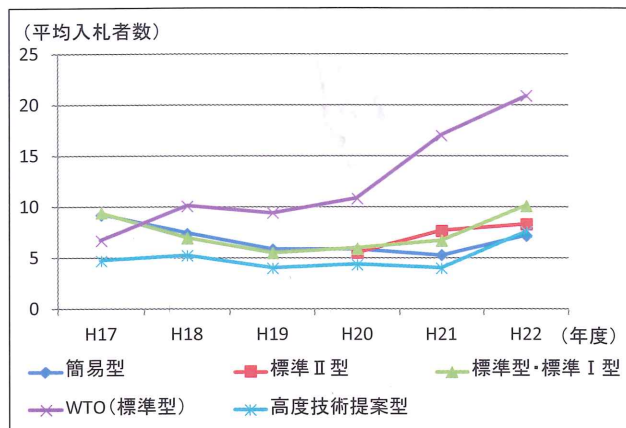


図-5 1工事あたりの平均入札者数

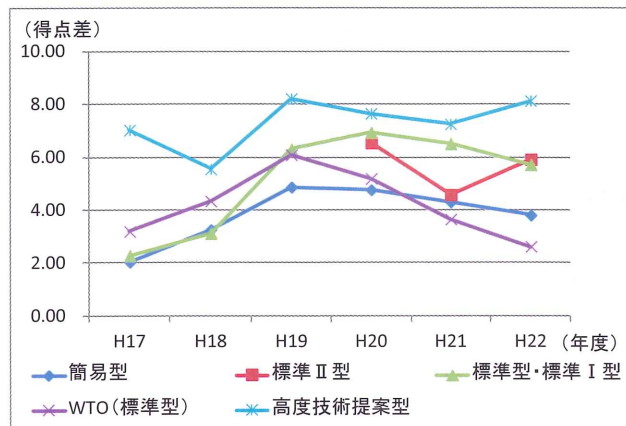


図-6 技術評価点一位と二位の得点差

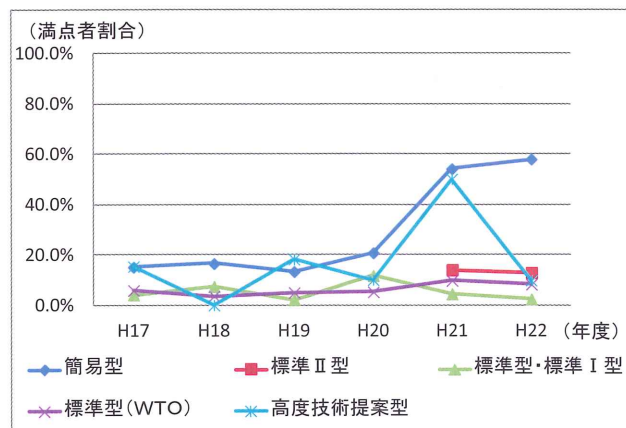


図-7 1工事あたりの有効入札参加者に占める技術提案満点者の割合

図-7に示す。

技術評価点一位と二位の得点差状況を見ると、WTO・簡易型では平成19年度以降、差が縮小傾向にあり、平成22年度は2.6点、3.8点と他のタイプと比較して著しく小さくなっている。さらに、本稿には未掲載であるが、1工事における一位同点者の平均数では、WTO以外のタイプは1者程度であるがWTOは2者程度と多くなっている。

以上のことから、WTOにおいては、技術評価点の得点差が小さく一位同点者数が多いことから、

入札参加者の技術的能力が拮抗していることが伺える。

また、1工事あたりの有効入札参加者に占める技術提案満点者の割合を見ると、簡易型は平成20年度以降、割合が急増し、平成22年度は約6割となっている。このことから、落札者の決定に際して技術提案(簡易な施工計画)得点の影響は小さいことが伺える。

2.3.3 落札者の動向

有効入札参加者における技術評価点の取得状況を踏まえ落札動向に着目し、落札率と調査基準価格率(調査基準価格/予定価格×100)の関係を整理し結果を図-8に示す。各タイプ(高度技術提案型を除く)とも平成19年度以降、落札率と調査基準価格率の差は縮小傾向となっている。特に、WTOにおいては、平成22年度の差が2%程度と小さくなっている。

WTOにおいては、技術評価点の得点差では大きな差が付かず、かつ、落札率が調査基準価格率に近いことから、落札者の決定が価格競争となっていることが伺える。

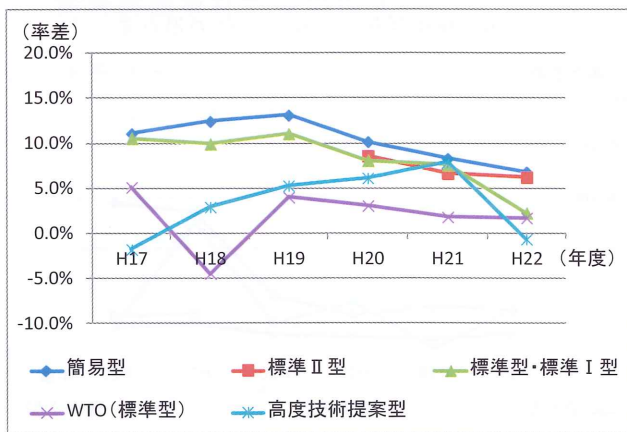


図-8 落札率と調査基準価格率の差

3. 総合評価落札方式の改善方針

3.1 改善検討の着目点

簡易型では、実施件数が多いため競争参加者・発注者の手間は小さくなく、技術提案の満点者数も多いことから、効率的・効果的な手続き方法の検討が必要である。

WTOでは、1工事あたりの平均入札者数が多く、技術評価点一位と二位の得点差も小さく、かつ、

調査基準価格率に近接した落札率となっていることから、段階選抜方式の導入や技術提案・評価のあり方の検討が必要である。

高度技術提案型では、発注者は技術評価点最高得点者の技術提案見積りにより予定価格・調査基準価格を設定するが、入札は参加者各々の提案によるため価格がばらつき落札率が低下している可能性があるため、予定価格の設定方法も含め、技術提案・評価のあり方の検討が必要と思われる。

3.2 改善の方針

建設業許可、競争参加資格審査、競争参加資格要件設定との適切な役割分担のもとに、以下の4項目を改善の方針とする。

- (1) 施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- (2) 施工能力の評価は大幅に簡素化
- (3) 技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- (4) 評価項目は原則、品質確保・向上の観点に特化

3.3 改善(案)の概要

3.3.1 総合評価落札方式適用の見直し(二極化案)

改善検討の着目点や改善の方針(1)、(2)を踏まえ、施工能力のみを評価する「施工能力評価型」と施工能力の他に技術提案を求めて評価する「技術提案評価型」に二極化する(図-9)。

3.3.2 技術評価点の評価項目・基準及び配点の見直し

評価項目は改善の方針(4)を踏まえ、①技術提案、②企業の能力等、③配置予定技術者の能力等とする。

評価基準は、技術評価点の得点に差が付くよう、企業及び配置予定技術者に求める同種工事の実績に「より同種性の高い工事」の設定や配置予定技術者の工事実績における従事役職を求めるなど、新たな基準を設定する。また、工事目的物の品質確保・向上には、配置予定技術者の能力の影響も大きいことから、企業と配置予定技術者の配点割合を同等とする(図-10)。

3.3.3 高度技術提案型(技術提案評価型A型)の見直し

民間の高い技術力を有効に活用するという観点から、最も優れた提案に加算点満点を付与して、それ以外の提案より20点程度優位に評価することを基本とする。また、落札率の低下を回避するため、入札参加者より提出された見積ごととに予定価格・調査基準価格を設定する手法については、今後検討する。

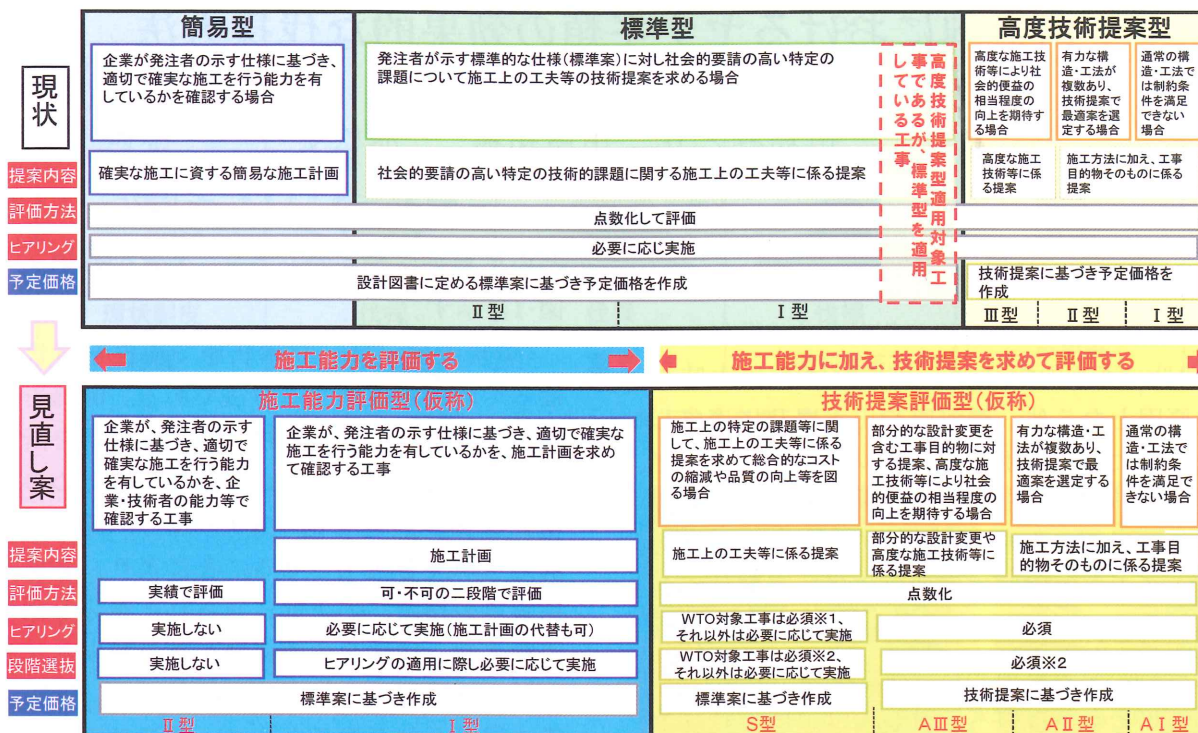


図-9 総合評価落札方式適用の見直し(二極化案)

施工能力評価型			
総合評価対象 40(30)			
段階選抜対象 40(30)			
施工計画*	企業の能力等** 20(15)	技術者の能力等 20(15)	

※ 施工計画は、可か不可のみを評価する。
 ※ 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。
 ※ 「地域精進度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定する。

技術提案評価型(S型)		
総合評価対象60(50)		
段階選抜対象 30(20/30)		
技術提案* 30(20/30)	企業の能力等** 15(10/15)	技術者の能力等 15(10/15)

※ 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。
 ※ 「地域精進度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定する。(WTO対象の場合設定しない)
 ※ WTO対象の場合、企業の能力等及び技術者の能力等は段階選抜での評価のみに利用し、総合評価では評価しない。なお、WTOの配点は別途設定する。

技術提案評価型(A型)			
総合評価対象70(50)			
段階選抜対象 40/60			
技術提案 70(50)	簡易な技術提案* 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20

※ 簡易な技術提案は段階選抜で必要に応じて評価
 ※ 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

図-10 配点割合

4. おわりに

本稿では、地方整備局等における総合評価落札方式の適用状況を調査・分析し、導入効果や運用上の課題とその改善方針について述べた。今年度、地方整備局等において改善方針に基づく総合評価落札方式の試行を実施している。

今後は、試行結果に関わる資料を収集し整理・分析を行い、改善効果の検証や改善方針における課題の抽出と改善策の検討を実施し、最適な総合評価落札方式のあり方を検討していく必要がある。

参考文献

- 1) 総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会、(第1回2011.9、第2回2012.2)

岡野 稔*



国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設マネジメント技術研究室主任研究官
Minoru OKANO

田嶋崇志**



国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設マネジメント技術研究室研究官
Takashi TAJIMA

森田康夫***



国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設マネジメント技術研究室長
Yasuo MORITA